

【諮問事項】

(1) 平成30年度加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正について

<国民健康保険税課税限度額> (単位：円)

	現行	改正後
基礎課税額(医療給付費分)	540,000	580,000
後期高齢者支援金等課税額	190,000	190,000
介護納付金課税額	160,000	160,000
合 計	890,000	930,000

※改正による影響

① 限度超過額世帯数

<限度超過額世帯(現行)>

国民健康保険税		総世帯数	限度超過額世帯数	割合
基礎課税額(医療給付費分)	4,823世帯	80世帯	1.66%	
後期高齢者支援金等課税額	4,823世帯	99世帯	2.05%	
介護納付金課税額	2,073世帯	41世帯	1.98%	

<限度超過額世帯(改正後)>

国民健康保険税		総世帯数	限度超過額世帯数	割合
基礎課税額(医療給付費分)	4,823世帯	66世帯	1.37%	
後期高齢者支援金等課税額	4,823世帯	99世帯	2.05%	
介護納付金課税額	2,073世帯	41世帯	1.98%	

② 調定額

(単位：円)

国民健康保険税	現行	調定額見込(A)	改正後	調定額見込(B)	(B) - (A)
基礎課税額(医療給付費分)	540,000	517,734,955	580,000	520,596,893	2,861,938
後期高齢者支援金等課税額	190,000	196,053,173	190,000	196,053,173	0
介護納付金課税額	160,000	63,451,922	160,000	63,451,922	0
合 計	890,000	777,240,050	930,000	780,101,988	2,861,938

【算定条件】

平成30年1月31日現在の国保加入者が平成30年度1年間加入した場合の試算